

平成23年度 第2回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成23年8月24日(水) 13:30~14:45
会 場	市役所分庁舎2階 大会議室
出席者	<p>会 長 長田 貴 委 員 宮崎 睦雄・竹田 千里・船橋 久郎・信岡 史恵・山口 三七子 小林 正美・松矢 欣哲・加納多恵子・進藤 昌子・安宅 桂子 津村 直行</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 三上 邦江・岡本 仲充 芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・大前 香織 芦屋市精道地域包括支援センター 赤川 俊雄・針山 大輔 芦屋市潮見地域包括支援センター 田中 喜代子・大山 貴美子</p> <p>事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・奥村 享央・広瀬 香 保健福祉部地域福祉課 寺本 慎児・細井 洋海</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成23年度芦屋市地域包括支援センター運營業務の収支予算について
- (2) その他

2 資料

- 資料1 平成23年度芦屋市地域包括支援センター運營業務の収支予算(西山手)
- 資料2 平成23年度芦屋市地域包括支援センター運營業務の収支予算(東山手)
- 資料3 平成23年度芦屋市地域包括支援センター運營業務の収支予算(精道)
- 資料4 平成23年度芦屋市地域包括支援センター運營業務の収支予算(潮見)

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取する。

開 会

- (1) 平成23年度芦屋市地域包括支援センター運營業務の収支予算について説明,報告
(事務局 木野)

資料1から4について説明。

(長田会長)

ただいまの報告内容について,確認・質問はございませんか。

(加納委員)

西山手地域包括支援センターの収入のうち諸収入が0となっていることと,潮見地域包括支援センターの特定高齢者把握事業費委託料が,他の包括支援センターに比べて多い理由をお聞かせください。

(事務局 永井)

西山手地域包括支援センターの諸収入0は、収支予算上、委託料と介護報酬で収支が0になるように予算を組んでおり、法人内での繰入金等の諸収入を見込んでいないためです。潮見地域包括支援センターの特定高齢者把握事業費委託料につきましては、昨年度の浜風のランチの業務終了による業務量の増大に伴う委託料全体の補充を、当該委託料費目において算出しているためです。

(長田会長)

支出における運営費の内容が、旅費と交通費に分かれていますが、それぞれの項目の捉え方、解釈の仕方を教えてください。また、東山手地域包括支援センターの報償費と職員健康管理費の健康診断等が0になっていることの理由の説明をお願いします。

(事務局 永井)

旅費、交通費の考え方ですが、一般的に行政の考え方を示しますと、出張等において、日帰りの場合は交通費、泊を伴うものを旅費となります。しかし、各地域包括支援センターによって考え方に違いがあると思われます。

(東山手地域包括支援センター)

報償費は、介護予防事業における講師謝金に対するものですが、事業実施の際は、法人内の職員が講師を務めるため、報償費が発生しないものです。職員健康管理費については、これまでも説明をしておりますが、人件費に福利厚生として含んでいるため、予算書上0となっております。

(小林委員)

潮見地域包括支援センターの特定高齢者把握事業費委託料の増額について、精道地域包括支援センターも打出のランチが業務終了したという同じ状況にありますが、同じように委託料は増額されているのでしょうか。

(事務局 永井)

ランチの業務終了に伴う委託料については精道地域包括支援センター、潮見地域包括支援センターとも昨年度から増額しております。地域包括支援センター業務の委託料は、地域支援事業の予算から支払われるものですが、地域支援事業で設定されている事業の枠組みごとに上限が設定されていることから、精道地域包括支援センターに対しては、特定高齢者把握事業費委託料ではなく、基本運営事業費を増額することで調整しております。

(信岡委員)

東山手地域包括支援センターでは業務委託料が計上されていますが、他の地域包括支援センターは計上されていません。全て直営で行うということでしょうか。

(事務局 永井)

介護予防居宅介護支援の委託は、各地域包括支援センターによって実状が異なりますが、一部について居宅介護支援事業所に委託されています。委託料については、対象外費となり、他の包括支援センターは予算書に計上されていません。

(松矢委員)

精道地域包括支援センターの需要費の中の食料費ですが、他の地域包括支援センターでは計上されていません。食料費の説明をお願いします。

(精道地域包括支援センター)

会議等開催時のお茶代です。

(長田会長)

基幹的業務担当が実施する会議等、業務に必要なお茶代であるということですね。

(竹田委員)

研修はどのようなものを受講されていますか。また、全ての地域包括支援センターが同じように受講されているのでしょうか。

(潮見地域包括支援センター)

市内の地域包括支援センターへは、県で実施される研修が市を通じて案内されますので、できる限り参加しています。

(東山手、西山手、精道地域包括支援センター)

同様です。

(長田会長)

次に、人件費ですが、3職種とスーパーバイザー（以下S V）の人件費が委託対象費用となっていますが、S Vの実績、効果の有用性について事務局としてどのように捉えていますか。

(事務局 永井)

年1回実施の事務調査時の意見聴取のなかで、業務がしやすくなった等の意見を聞いています。事務局としても予算をつけている以上は効果が必要であることは認識しており、意見聴取の内容から、一定の効果があると認識しています。

(長田会長)

委託料のなかで継続されるべき人件費だと思います。そのためにも、評価については、ヒアリングの意見以外にも実績を残していくことの必要性があると思います。

(安宅委員)

施設賃貸料が委託対象費用、対象外費用になっているなどのばらつきがあり、精道地域包括支援センターのみ、委託対象費用に含まれていますが、他との違いがありますか。

(精道高齢者生活支援センター)

精道地域包括支援センターは福祉センターに入っているため、施設賃貸料が発生しており、対象費に含んでいます。

(竹田委員)

基本事業運営費はどのように算出されているのか、考え方を教えてください。

(事務局 永井)

3職種とS Vに係る人件費相当部分を基本に考えています。地域包括支援センターに係る人員の配置に必要な人件費と事業に係る費用で算出しています。

(船橋委員)

職員の人数は昨年と同じでしょうか。

(事務局 永井)

精道地域包括支援センターは0.5人増となっています。

(長田会長)

対象者のために効果的な業務遂行をお願いいたします。その他、意見等ございませんか。無いようですので、議題1については終了いたします。その他事務局から議題等ありますか。

(事務局 永井)

事務局から、議題の提案はございません。

(長田会長)

その他の議題提案はございませんが、委員よりご意見等ございましたらお願いします。

(小林委員)

予算に関する議題の協議も大切ですが、実際の運営内容を審議することが重要だと思います。また、本協議会の開催のタイミングもあると思いますが、予算の提案は事業計画と同時であるほうが良いのではないのでしょうか。議題についても、運営に関する事、困っている事などを審議できればよいと考えますので、開催のタイミングと議題内容について効果的に開催できるように検討をお願いいたします。

(長田会長)

小林委員の意見のように、事業計画と予算は同時に審議できるのが望ましいと思います。効率的、効果的に実施していくことがベターだと思いますので、協議会実施のタイミングも合わせて検討していただきたいと思います。

(加納委員)

地域における地域包括支援センターの活動展開をどのように考えているのか教えてください。現在は高齢者部門の窓口として、民生委員には地域で何か困ったことは、すぐに地域包括支援センターに伝えて繋げるように言っていますが、高齢者以外の相談もあると思います。

(事務局 永井)

地域包括支援センターのこれからのあり方は、議論されているところです。もともとは高齢者に対する相談窓口、地域の拠点として位置づけられたものであり、地域包括ケアシステムの構築に向けて、社会福祉協議会とも協働して活動しております。次期計画においても、地域包括ケアの中心として機能するため、検討している段階です。

(長田会長)

制度からいえば高齢者となりますが、入ってくる情報の中から、地域の共通性を見出し、支援側の様々な分野の機関が共通認識し、連携できるよう、コーディネート機能を持つことが大切です。

(加納委員)

高齢者生活支援センターと地域包括支援センターがどう違うのかと聞かれることがあります、どのように説明するのが良いのでしょうか。

(事務局 永井)

もともと、地域包括支援センターができた際に、芦屋市では地域包括支援センターを高齢者生活支援センターという名称にしたものですので、名称は異なりますが、業務内容は同じです。

(山口委員)

先程の個別相談の件についてですが、地域住民から、障がいや児童に関する相談があった場合は、どのように対応されているのでしょうか。

(事務局 永井)

相談内容によって、適切な担当に繋ぐようになっています。

(長田会長)

その際の繋ぎ方が問題となると思います。

(事務局 安達)

現状、支援ケースが高齢者世帯であっても、子どもや障がい者が家族にいる場合には、行政をはじめとする関係機関に連絡が入り、連携して支援を行っています。

(長田会長)

地域包括支援センターがオールマイティーに全て対応できるわけではありません

ので、地域の総合相談窓口として、制度上の対象は高齢者ですが、適切な割り振りのなかでコーディネートできるのか、どこまでの範囲でどう繋ぐか、一定のベースラインが必要ではないでしょうか。地域に住んでいる人を支えるためには、様々な機関との役割分担と協働がポイントとなります。「対応」の意味を共有しなければいけませんし、全ての支援を地域包括支援センターで出来るわけではないことを押さえておきたいと思います。

(宮崎委員)

権利擁護支援センターができてから、地域包括支援センターの業務が動きやすくなったなどの変化があれば、実状を教えてください。

(東山手高齢者生活支援センター)

支援ケースも多いなかで、判断できない部分を権利擁護支援センターに相談し、司法的な部分を担っていただくことで負担が軽減できています。

(精道高齢者生活支援センター)

同じフロアで、隣にあるので日常的に相談連携しています。権利擁護支援センターができたことで、支援のバリエーション増がえました。従来、虐待対応は行政と地域包括支援センターで対応していましたが、その中に権利擁護支援センターが入ることによって役割による関係性にも良い変化がみられていると思います。

(西山手高齢者生活支援センター)

対象者への支援の考え方や、選択肢が増え、良い結果が出ていると思います。一方で、支援機関が増えたことにより、利用者に対して、支援における連携を分りやすく見せていくことが課題として感じられることがあります。

(潮見高齢者生活支援センター)

支援に関わる職員の負担が軽くなったことを実感しています。

(長田会長)

支援における役割が効果的に分担できるようになったということですね。制度的なことも含めて強化されたものと思います。今後に向けて、新たな課題がでることも良いことではないでしょうか。

(津村委員)

先程の「高齢者生活支援センター」の名称については、6月の市議会で名称が分りにくいので変えてはどうかとの意見が出されました。今後、名称変更の予定はございませんが、何か、ご意見があればお願いします。

(加納委員)

根付いてきた名称はこのままでよいと思います。高齢者生活支援センターは、介護保険に関する会議などで、関係機関として一番に名前が挙げられる機関でもあり、更なる業務の推進をお願いします。

(松矢委員)

名称よりも、その機関がどういう役割を果たしているかを周知することが一番重要なことではないでしょうか。

(津村委員)

ご意見ありがとうございます。

(長田会長)

それでは、その他意見も含めて議事は終了いたしましたので、本日の運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会